

【件名】

（仮称）中野区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の考え方について

【要旨】（目的・内容・対象・時期・今後の方向等）

1 経緯

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、これまで児童養護施設の設備・運営基準を準用していた一時保護施設について、より手厚い対応を行うため、「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」（令和 6 年内閣府令第 27 号。以下「基準府令」という。）が新たに定められた。

この基準府令は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項が規定されている。

この基準府令を受け、改正法第 12 条の 4 第 2 項及び第 3 項の規定により、改正法の施行（令和 6 年 4 月 1 日）から 1 年を超えない期間内において、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を条例で定める必要がある。

2 条例制定に当たっての考え方

（1）基準の類型

基準府令は項目ごとに「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に区分されており、それぞれ条例を定めるに当たり、以下の条件が付されている。

① 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

② 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

（2）区としての考え方

条例制定の検討に当たっては、規定されている基準について、中野区の実情に基準と異なるとすべき地域的な特殊性や特段の事情が認められないことから、当該基準に即した内容を定めることとする。

なお、当該基準は最低基準であり、すでに最低基準を超えて設備を有し、又は運営している一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下

させてはならないと規定されている。

中野区の一時保護施設において、最低基準を超えて、すでに実施している内容については、別途「中野区一時保護施設設備・運営指針」において定めるものとする。

(3) 条例に規定する主な項目

- ① 一時保護施設における権利擁護や運営上の遵守事項
- ② 一時保護施設に設けるべき居室（機能）及び面積
- ③ 一時保護施設に配置すべき職員の資格要件及び配置数

(4) 条例の施行期日

令和7年4月1日（予定）

4 今後の予定

令和7年第1回定例会 条例案を提出